

島根県報

平成21年4月14日 (火) **号外 第 9 1 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

 <u> </u>

【告 示】

解除予定保安林 (2件)

(森林整備課) 2

告示

島根県告示第317号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所 邑智郡邑南町戸河内3219-2
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由道路用地とするため

島根県告示第318号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年4月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所 飯石郡飯南町角井1895-23・1895-30から1895-33まで・1895-36・1895-40・志津見23-13・23-22・23-25から 23-32まで(以上17筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由
 ダム用地とするため